

## 北九州市ネーミングライツ推進パートナーシップ制度

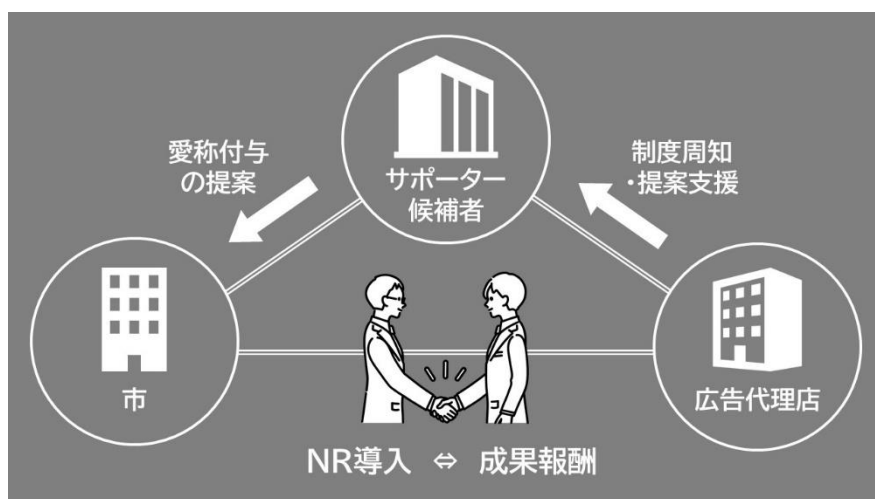
### 募集要項

#### 1 制度概要

北九州市は、ネーミングライツの導入を促進するため、ネーミングライツ制度の普及促進にご協力いただける広告代理店とパートナー協定を締結します。

協定を締結した広告代理店は、北九州市ネーミングライツ推進パートナー（以下、「パートナー」という）として、市と協力して北九州市のネーミングライツ制度の広報・周知等を行っていただきます。

パートナーの取り組みにより北九州市がネーミングライツ導入に至った場合、市はパートナーに成果報酬を支払います。



#### 【北九州市のネーミングライツ制度】

北九州市は、持続可能で安定的な自主財源の確保を図るとともに、スポーツや芸術・文化の振興など施設の設置目的の充実を図るため、ネーミングライツを導入しています。

導入にあたっては、北九州市、事業者、市民それぞれにとってメリットとなり、地域活性化につながるよう、ネーミングライツの活用に関する基本的な考え方をガイドラインとして定めています。



本ガイドラインは、北九州市公式ホームページで公開しています。

▼市HP：北九州市のネーミングライツ制度

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/092\\_00030.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/092_00030.html)



## 2 協定概要

### (1) 目的：

パートナーは、「北九州市ネーミングライツ活用に関するガイドライン」に基づき、北九州市のネーミングライツ制度を広く周知し、潜在的なネーミングライツ活用事業者（以下、「サポーター」という）を発掘し、本制度の利用を促進することで、本市の財源確保及び地域活性化に資することを目的とします。

### (2) 業務内容：

パートナーは、以下のすべての業務を遂行するものとします。

- ①北九州市ネーミングライツ制度に関する広報・周知活動
- ②潜在的なサポーター候補者の発掘・利用促進活動
- ③サポーター候補者に対する制度説明、相談対応
- ④その他ネーミングライツの円滑な運用に必要な事項

### (3) 協定期間：協定締結日から当該年度の3月31日まで

- ・本協定は、市とパートナーが協議の上、双方合意した場合、1年度ごとに更新することができます。

### (4) 成果報酬：完全成果報酬型（年間命名権料の30％）

報酬は完全成果報酬型とし、契約年度の命名権料の30％を支払います。

- ・パートナーからの紹介を直接の契機として、市がサポーター候補者とネーミングライツ導入契約を締結した場合、市はパートナーに対し、当該契約に基づきサポーターが市に支払う命名権料（年額）の30％に相当する額を支払います。
- ・市と契約するサポーターが、パートナーが紹介した者とならなかった場合であっても、ネーミングライツ導入の契機を生んでいることから成果報酬を支払います。  
（例）市へA社を紹介した場合でも、市が導入検討後、公募等の結果としてB社と契約した場合にも成果報酬を支払います。
- ・紹介案件の導入検討が、協定期間終了後に至った場合でも、成果報酬の支払い対象となります。

### (5) 活動特典：サポーターへの紹介

- ・市は、ネーミングライツ導入に伴うセレモニー実施、看板デザイン等の対応が可能な事業者として、パートナーをサポーターへ適宜紹介いたします。

### (6) 活動報告：

- ・パートナーは、毎年度末日までに、広報・周知活動の実績をまとめた報告書を、市に提出するものとします。

### 3 応募資格要件

次に掲げる要件の全てを満たす法人とします。

- ①北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格者名簿に記載されている広告代理店であること。
- ②経営基盤が安定しており、協定を確実に遂行できること。
- ③本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤国税および地方税の滞納がないこと。
- ⑥代表者および役員が暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑦公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

※上記要件の該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

### 4 応募方法

#### （1）提出書類

次に掲げる書類をご提出ください。

- ①応募申請書（所定様式）
- ②会社概要（パンフレット等、任意様式）

#### （2）提出方法・提出先

以下の提出先へ電子メールにてご提出ください。

<提出先>

【宛先】zai-henkaku@city.kitakyushu.lg.jp

【件名】ネーミングライツ推進パートナーへの応募（法人名）

【本文】北九州市 財政・変革局 市政変革推進室      ネーミングライツ担当あて

【添付】4（1）の①及び②の書類データ（PDF形式）

### 5 結果通知

応募申請後、10営業日を目途にメールにてお知らせいたします。

また、通知後、速やかに協定締結に向けて協議を行います。

#### 【問合せ先】

北九州市 財政・変革局 市政変革推進室

電話：093-582-2160

メール：zai-henkaku@city.kitakyushu.lg.jp